

風しんの予防接種費用の助成期間を延長します

市では、妊婦への風しん感染を防止する観点から、接種費用の一部助成期間を令和8年3月31日まで延長します。

◆対象者

接種日に市内に住民登録があり、千葉県風しん抗体検査または妊婦健康診査で風しん抗体価が低いとされた方

※抗体価とは、感染予防に必要な免疫があるかを示し、県風しん抗体検査ではH I法で32倍以上、E I A (I g G) 法で8.0以上が十分な量とされています。

◆助成額

- ・麻しん風しん混合ワクチン 5千円
- ・風しんワクチン 3千円

◆期間

4月1日～

令和8年3月31日
※期間内に予防接種・助成金の申請をする必要があります。

千葉県風しん抗体検査(無料)の対象者

次の要件を全て満たす方

- ①県内市町村に居住地を有している方
- ②次のいずれかに該当する方
 - ・妊娠を希望する女性
 - ・妊娠を希望する女性の同居者
 - ・風しんの抗体価が低い妊婦の同居者
- ③過去に風しん抗体検査(妊婦健康診査も含む)を受けた結果、十分な量の風しんの抗体価(H I法で32倍以上E I A (I g G) 法で8.0以上)を確認できていない方
- ④過去に検査による風しんの確定診断を受けていない方



千葉県風しん抗体検査

◆申請の手順

- ①千葉県風しん抗体検査または妊婦健康診査における風しん抗体検査を受ける
- ②抗体価が低い場合、抗体検査結果および母子健康手帳(妊婦健康診査の方のみ)を持参し、健康管理課にて予診票をもらう
- ③予防接種の予約・実施
- ④助成金の申請



問合せ

健康管理課(2階)

☎(20)1574 FAX(20)1600

在宅寝たきり者等歯科保健事業のご案内

市では、茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。

これにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復だけでなく、全身的な機能の向上を図ることが期待できます。

◆対象

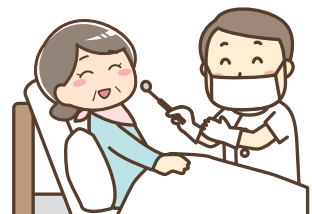
- ・65歳以上の寝たきりの方
- ・障害などにより外出困難な方
- ※いずれも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている方および施設入所者は除く

◆内容

- ・口腔内清掃および義歯清掃などの歯科保健指導
- ・歯周疾患、むし歯などに対する応急処置
- ・往診歯科医療の必要性の把握(市内の協力歯科医師が訪問します)

◆実施制限

- 1年に1回限りで自己負担はなし
- ※以後の治療が必要な場合は保険診療となります。



申込み・問合せ 保健センター ☎(25)1725 FAX(25)1865